

一、五月十日午後二時、松坂町三丁目、大阪合同労働組合ニ加入シタ
 二、五月十日午後二時、松坂町三丁目、大阪合同労働組合ニ加入シタ
 三、五月十日午後二時、松坂町三丁目、大阪合同労働組合ニ加入シタ
 四、五月十日午後二時、松坂町三丁目、大阪合同労働組合ニ加入シタ
 五、五月十日午後二時、松坂町三丁目、大阪合同労働組合ニ加入シタ
 六、五月十日午後二時、松坂町三丁目、大阪合同労働組合ニ加入シタ
 七、五月十日午後二時、松坂町三丁目、大阪合同労働組合ニ加入シタ
 八、五月十日午後二時、松坂町三丁目、大阪合同労働組合ニ加入シタ
 九、五月十日午後二時、松坂町三丁目、大阪合同労働組合ニ加入シタ
 十、五月十日午後二時、松坂町三丁目、大阪合同労働組合ニ加入シタ

松坂町
 五月十日
 午後二時

松坂町
 五月十日
 午後二時

罷業スルト同時ニ罷業團員約五十名ハ大阪合同労働組合ニ加入シタ
 五月一日罷業團員約三十名ハ總同盟派ノ示威運動ニ参加シタ
 五月二日午後三時ヨリ職工代表ハ工場ノ應接室テ松城秀次郎ト會見
 シタ會見時間約二時間
 松坂ト職工代表トノ間ニ押問答ガアツタガ結局松坂ハ
 一、中西辰夫ハ四月三十日ニ解雇シタモノダカラ代表者ト認メナイ
 二、要求書ハ中西外敷名ガ勝手ニ作製成シタモノダカラ該要求ハ一
 般職工ノ意思ト認メ難イ
 三、若シ要求書ヲ提出スルナラバ六ヶ月以上勤續ノ男女工各一名代
 表者トナツテ要求書ヲ提出シテ貰ヒタイ、ソシテ該代表ハ他ノ
 職工ノ委任狀ヲ持ツテ來ル事
 ヲ聲明シテ要求書ヲ職工代表ニ返却シテ新ナ代表ト四日午前九時ニ
 會見シタイ旨ヲ述べタ
 松坂ハ齡五十位ニシテ労働問題ヤ社會問題ヲ相當ニ研究シテチル、